

三重ボランティア基金助成事業要項

1 【目的】

この要項は、公益財団法人三重ボランティア基金が、定款第4条に定める助成事業を行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 【助成事業】

- (1) [ボランティア団体基盤強化助成](#)
- (2) [ボランティア団体活動支援助成](#)
- (3) [ボランティアセンター基盤強化助成](#)
- (4) [三重県ボランティア連絡協議会活動事業助成](#)
- (5) [新規ボランティア活動応援助成](#)
- (6) [災害ボランティア活動強化助成](#)
- (7) [災害時緊急支援助成（緊急時公開）](#)
- (8) [自立を励ます会への助成](#)

3 【助成事業実施期間】

助成事業は毎年度実施することとし、当該年度における4月1日から翌3月31日までの期間に完了する事業を対象とする。

4 【実施細目】

(1) ボランティア団体基盤強化助成

ア 助成金の目的

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくることができる福祉社会の実現のため、ボランティア活動がいきいきと展開されるよう支援するものである。

イ 助成対象団体（①～③の条件を全て満たしていること）

①三重県内の社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに登録されている。

※ボランティアセンターを設置していない市町においては、ボランティアセンターに準ずる機関への登録でも可とする。

②福祉の向上を目的とした活動が、計画的・継続的に行われている。

- ③【ボランティア団体基盤強化助成】【子どもの居場所づくり活動支援助成（環境整備費）】
【生きづらさを抱える方の居場所づくり活動支援助成（環境整備費）】【新規ボランティア
活動応援助成】を過去に受けた団体においては、3年が経過している。

(注意事項)

- ①地域内の助け合いにかかる活動について、地域の環境整備（自治会活動）は対象外とする。
※個別支援の場合（ボランティア活動）は対象とする。

ウ 助成対象経費

福祉活動を目的としたボランティア団体の基盤強化を図るための器材・器具の購入に必要な費用、また団体の活動場所の整備に必要な費用を対象とする。

(対象費目)

- ①器材・器具等の備品購入費
- ②ユニフォームの購入費（半額助成）
- ③建物の改修費

(注意事項)

- ①ボランティアセンターで管理し、使用目的や使用頻度から他の団体と共有することで、より有効に活用できる器材を「共有器材」とし、「共有器材」と判断した場合は助成対象としない。

【共有器材の一例】

- ・テント、無線機
- ・音響器材、楽器
- ・OHC
- ・プロジェクター、スクリーン
- ・DVD、ブルーレイ、レコーダー/プレーヤー
- ・綿菓子機、かき氷機等模擬店用器材
- ・テレビ
- ・拡声器

※ただし上記器材の使用頻度が週1回以上もしくは月5回以上である場合は「共有器材」にあたらないと判断し、助成の対象とする。

- ②設置場所が公民館等公共施設に備え付けとなる器材（冷蔵庫、炊飯器、調理器具、電子レンジ、座椅子、テレビ等）の場合は、半額助成とする。
- ③ユニフォーム等の作成にかかる費用としての申請は可能であるが、1着あたり半額を助成上限とする。
- ※また、ユニフォーム1着ずつに『三重ボランティア基金』の名称を入れることを条件とする。（刺繍も可）

④建物の改修費としての申請は可能であるが、事業実施に最低限必要な改修に限る。また、建物の大規模な増改築等は対象外とする。

【対象となる経費の一例】

- ・ 棚などの増設費
- ・ 食事提供のための台所改修費
- ・ 安全のための手すり取付費用費
- ・ 回線工事費 等

⑤営利目的で行う店舗に設置する器材・器具の購入や、改修費等においては、助成金の使用用途が、営利事業とボランティア活動が区別できない場合、対象外とする。

エ 不承認事項（①～⑥に1つ以上該当する場合は不承認とする）

①会の活動内容が構成員の相互扶助的な活動である場合

②申請する器材が、団体の基盤強化とならない場合

③活動が学校の部活動の一環である場合

④活動団体に整備すべき器材の購入

※個人使用の楽器等

⑤申請の内容について他から補助を受けている場合

⑥繰越金が助成額を超えている場合

※ただし、繰越金については用途を確認したうえで審査に諮り、活動を継続・発展させるために必要と判断した場合は助成の対象とする。

オ 助成額

1 団体20万円以内（ただし、1,000円未満切捨て）

※建物の改修を含む場合は、1団体30万円以内とする。

カ 申請締め切り

当該年度の「三重ボランティア基金 助成事業 募集要項」に定める期日

キ 申請方法

ボランティア団体として登録している市町の社会福祉協議会に『助成金交付申込書』及び必要書類（別添）を提出し、社会福祉協議会の推薦を受けること。

ク 必要書類（申請書以外に別添として①～③の書類を全て提出すること）

①見積り書

②前年度の収支計算書

③当該年度の収支予算書

※過去に金銭的な取引が一切発生していない場合は、必要書類（別添）のうち、前年度の収支計算書を提出する必要はない。

ケ 選定方法及びその結果

選定は、必要に応じて審査にかかる聞き取りを行ったうえで、運営委員会において書類審査を行う。選定結果については、事務局より文書で通知する。

(2) ボランティア団体活動支援助成

ア 助成金の目的

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくることができる福祉社会の実現のため、ボランティア活動が継続できるよう支援するものである。

イ 助成対象団体（①～②の条件を全て満たしていること）

①三重県内の社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに登録されている。

※ボランティアセンターを設置していない市町においては、ボランティアセンターに準ずる機関への登録でも可とする。

②福祉の向上を目的とした活動が、計画的・継続的に行われている。

(注意事項)

地域内の助け合いにかかる活動について、地域の環境整備（自治会活動）は対象外とする。

※個別支援の場合（ボランティア活動）は対象とする。

ウ 助成対象経費

福祉活動を目的としたボランティア団体が継続的な運営を行うために必要な費目とする。

【対象費目】

- ①食材費
- ②消耗品費
- ③印刷製本費
- ④通信運搬費 等

(注意事項)

次にあげる①～③の費用は助成対象としない。

①団体の経常的な運営管理経費（職員の人件費、家賃などの経費等）

②会員等に対する謝金、旅費

③備品の購入経費

エ 不承認事項（①～④に1つ以上該当する場合は不承認とする）

- ①活動内容が構成員の相互扶助的な活動である場合
- ②申請費目が、活動に必要な経費とならない場合
- ③活動が学校の部活動の一環である場合
- ④申請の内容について他から補助を受けている場合

オ 助成額

1団体10万円以内（ただし、1,000円未満切捨て）

カ 申請締め切り

当該年度の「三重ボランティア基金 助成事業 募集要項」に定める期日

キ 申請方法

ボランティア団体として登録している市町の社会福祉協議会に『助成金交付申込書』及び必要書類（別添）を提出し、社会福祉協議会の推薦を受けること。

ク 必要書類（申請書以外に別添として①～③の書類を全て提出すること）

- ①見積り書
- ②前年度の収支計算書
- ③当該年度の収支予算書

※過去に金銭的な取引が一切発生していない場合は、必要書類（別添）のうち、前年度の収支計算書を提出する必要はない。

ケ 選定方法及びその結果

選定は、必要に応じて審査にかかる聞き取りを行ったうえで、運営委員会において書類審査を行う。選定結果については、事務局より文書で通知する。

（3）ボランティアセンター基盤強化助成

ア 助成金の目的

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくることができる福祉社会の実現のため、ボランティア活動がいきいきと展開されるようボランティアセンターとして支援ができるようにするものである。

イ 助成対象団体

市町社会福祉協議会が設置するボランティアセンター

ウ 助成対象経費

福祉活動を目的としたボランティア団体が活動に必要な器材であり、ボランティアセンターに設置することで多くのボランティア団体が有効に活用できる器材（共有器材を含む）とする。

（共有器材の一例）

- ・テント、無線機
- ・音響器材、楽器
- ・OHC
- ・プロジェクター、スクリーン
- ・DVD、ブルーレイ、レコーダー/プレーヤー
- ・綿菓子機、かき氷機等模擬店用器材
- ・テレビ
- ・拡声器 等

エ 不承認事項（①～②に1つ以上該当する場合は不承認とする）

- ①申請する器材が、ボランティア活動に必要と判断できない場合
- ②社会福祉協議会の整備となるような器材

オ 助成額

1団体20万円以内（ただし、1,000円未満切り捨て）

カ 申請締め切り

当該年度の「三重ボランティア基金 助成事業 募集要項」に定める期日

キ 申請方法

『助成金交付申込書』と必要書類（別添）を提出すること。

ク 必要書類（申請書以外に別添として①の書類を提出すること）

- ①見積り書

ケ 選定方法及びその結果

選定は、必要に応じて審査に係る聞き取りを行ったうえで、運営委員会において書類審査を行う。選定結果については、事務局より文書で通知する。

（4）三重県ボランティア連絡協議会活動事業助成

ア 助成金の目的

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくることができる福祉社会の実現のため、ボランティア活動がいきいきと展開されるよう三重県ボランティア連絡協議会としての活動ができるように支援するものである。

イ 助成対象団体

三重県ボランティア連絡協議会

ウ 助成対象経費

県域のボランティア活動推進のための経費とする。

エ 不承認事項（①～②に1つ以上該当する場合は不承認とする）

- ①事業内容がボランティア活動の推進とならない場合
- ②事業内容が構成員の相互扶助的なものである場合

オ 助成額

25万円以内（ただし、1,000円未満切り捨て）

カ 申請締め切り

当該年度の「三重ボランティア基金 助成事業 募集要項」に定める期日

キ 申請方法

『助成金交付申込書』と必要書類を提出すること。

ク 必要書類（申請書以外に別添として①～②の書類を全て提出すること）

- ①前年度の収支計算書
- ②当該年度の収支予算書

ケ 選定方法及びその結果

選定は、必要に応じて審査に係る聞き取りを行ったうえで、運営委員会において書類審査を行う。選定結果については、事務局より文書で通知する。

（5）新規ボランティア活動応援助成

ア 助成金の目的

全ての県民が、家庭や地域社会において、思いやりと連帯意識に支えられ明るく、生きがいのある生活をおくることができる福祉社会の実現のため、新たなボランティア団体としての活動や、既存の団体の新たな活動のために応援するものである。

イ 助成対象団体

(ア) 1年以内に新設された団体（①～③の条件を全て満たしていること）

①三重県内の社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに登録されている。

※ボランティアセンターを設置していない市町においては、ボランティアセンターに準ずる機関への登録でも可とする。

②活動内容が、福祉の向上を目的としている。

③団体としての立ち上げが1年未満であること。

(イ) 先駆的・モデル的な活動を新たに始める団体（①～④の条件を全て満たしていること）

①三重県内の社会福祉協議会が設置するボランティアセンターに登録されている。

※ボランティアセンターを設置していない市町においては、ボランティアセンターに準ずる機関への登録でも可

②活動内容が、福祉の向上を目的としている。

③新規活動としての計画がたてられている。

④【ボランティア活動資金助成】【新規ボランティア活動応援助成】を過去に受けた団体においては、3年が経過している。

(注意事項)

地域内の助け合いにかかる活動について、地域の環境整備（自治会活動）は対象外とする。

※個別支援の場合（ボランティア活動）は対象とする。

ウ 助成対象経費

(ア) 新規団体の活動環境の整備にかかる費用とする。

※次にあげる①～④の費用は助成対象としない。

①団体の経常的な運営管理経費（職員の人件費、家賃などの経費）

②飲食経費等

③会員に対する謝金、旅費

④活動内容に照らして不適切な経費

(イ) 福祉活動を目的としたボランティア団体の実施する新規活動に必要な直接費用（先駆的・モデル的な活動）

※次にあげる①～⑤の費用は助成対象としない。

①団体の経常的な運営管理経費（職員の人件費、家賃などの経費）

②飲食経費等

③備品の購入経費

- ④会員に対する謝金、旅費
- ⑤活動内容に照らして不適切な経費

エ 不承認事項

(ア) 1年以内に新設された団体（①～②に1つ以上該当する場合は不承認とする）

- ①営利を目的とする活動をしている団体
- ②調査研究を主な活動としている団体

(イ) 先駆的・モデル的な活動を新たに始める団体（①～④に1つ以上該当する場合は不承認とする）

- ①行政や他の団体から助成補助を受けている活動
- ②従来 of 事業をそのまま行なう活動
- ③営利を目的とする活動
- ④調査研究が主である活動

オ 助成額

1団体30万円以内（ただし、1,000円未満切り捨て）

カ. 申請締め切り

当該年度の「三重ボランティア基金 助成事業 募集要項」に定める期日

ク 申請方法

ボランティア団体として登録している市町の社会福祉協議会に『助成金交付要望書』及び必要書類（別添）を提出し、推薦を受けること。また、申請は、1団体1事業とする。

ケ 必要書類（申請書以外に別添として①～④の書類を全て提出すること）

- ①前年度の収支計算書
- ②当該年度の収支予算書
- ③定款または運営規約（会則）
- ④会員名簿

※過去に金銭的な取引が一切発生していない場合は、必要書類（別添）のうち、前年度の収支計算書を提出する必要はない。

コ 選定方法及びその結果

選定は、必要に応じて審査にかかる聞き取りを行ったうえで、運営委員会において書類審査を行う。選定結果については、事務局より文書で通知する。

(6) 災害ボランティア活動強化助成

ア 助成金の目的

県内において、災害時に被災した人々を支援するボランティア活動が、被災者を主体とし、被災地域コミュニティの復興に向けて展開されるよう、その活動を支援する人材の養成、また災害時に災害ボランティアセンターが設置された際に、被災した人々を支援するボランティア・市民活動が迅速かつ円滑に展開されるための備品整備を行い、平時の防災意識の向上を目的とする。

イ 助成対象団体

三重県内の社会福祉協議会

ウ 助成対象事業及び経費

災害時のボランティア活動（災害時要援護者の支援等）・災害ボランティアセンター（運営スタッフ）を支援する人材を養成するための研修事業、または災害時の緊急救援活動や支援活動が迅速かつ円滑に展開できるよう、災害ボランティアセンター等の基盤強化を図るための資機材の購入経費とする。

エ 不承認事項（次の①～④に1つ以上該当する場合は不承認とする）

- ①団体の経常的な運営管理経費（職員の人件費、事務所の経費）
- ②飲食経費
- ③申請する器材が、災害ボランティア活動に必要と判断できない場合
- ④専ら社会福祉協議会の整備となるような器材

オ 助成額

1団体20万円以内（ただし、1,000円未満切り捨て）

カ 申請締め切り

当該年度の「三重ボランティア基金 助成事業 募集要項」に定める期日

キ 申請方法

『助成金交付申込書』と必要書類（別添）を提出すること。

ク 必要書類（申請書以外に別添として①の書類を提出すること）

- ①見積り書

ケ 選定方法及びその結果

選定は、必要に応じて審査にかかる聞き取りを行ったうえで、運営委員会において書類審査を行う。選定結果については、事務局より文書で通知する。

(7) 災害時緊急支援助成（緊急時公開）

ア 助成金の目的

県内外で災害が発生した場合において、災害発生直後から、被災者が避難先を確保し、復旧作業の基盤が整うまでの時期に行われる緊急救援的な活動に対し助成するものである。

イ 助成対象活動

被災された方々を支援するボランティア活動全般とする。

ウ 助成対象団体

- ①みえ災害ボランティア支援センター
- ②災害ボランティアセンター（ただし、地域防災計画に基づき設置されたもの）
- ③被災された方々を支援するボランティア活動をする団体

エ 助成対象経費

- ①災害発生時において、活動拠点用事務所の設置に伴う初期経費とする。
 - ・活動拠点用事務所の備品・器材器具の購入又は借上げ料
 - ・活動拠点用事務所の事務用品等消耗品費
 - ・活動拠点用事務所の光熱水費、電話、ファックス、印刷等の経費
 - ・活動拠点用事務所の借り上げ費用など
- ②被災地へのボランティア支援にかかる経費とする。
 - ・現地へ向かうための交通費、現地での宿泊費

（注意点）対象とならない経費

- ・食料費

オ 助成額

50万円以内（ただし、1,000円未満切り捨て）

※助成対象団体の内、③被災された方々を支援するボランティア活動をする団体においては、申請上限を1団体あたり10万円とする。

カ 申請報告の手順

- ①災害発生
- ②拠点事務所の必要性が生じたら事務局へ電話連絡
- ③FAX等にて申請書の送付（原本は後日郵送にて送付のこと）
- ④助成対象団体の指定口座に送金（概算払い、終了時に精算払いとする）
- ⑤速やかに報告書の提出

キ 選定及び結果

理事会により決定し、電話連絡により通知し、追って文書を送付する。

(8) 自立を励ます会への助成

ア 助成金の目的

児童養護施設から就職や進学により巣立つ児童を激励することを目的として、支援するものである。

イ 助成対象者

三重県児童養護施設協会

ウ 助成対象経費

激励会の開催費用の一部とする。

エ 助成額

10万円以内

オ 申請締め切り

当該年度の「三重ボランティア基金 助成事業 募集要項」に定める期日

カ 申請方法

『助成交付申込書（請求書）』の提出すること。

キ 選定方法及びその結果

理事会により決定し、文書で通知する。

(附 則)

この要項は、令和7年1月10日から施行する。